時事新報

一身獨立して主義議論の獨立を見る可し

國會議場の言論又は新聞紙の論說は民論の最も粹なるものにして直接間接に全國民の政治思想を代表するものなれども其言論々說、動もすれば社會に重きを成す能はずして讀者の冷笑を免かれざるもの多きは何ぞや自から其原因なきを得ず即ち今の名論卓說にして世に重んぜられざるは其論旨の如何に在らずして之を唱ふる其人の如何に由るものなりと我輩の竊に信ずる所なり凡そ志士論客として專ら政治の論說に從事する者は先づ一身獨立の實に着目し人生に急なる生活の計を得て社會の侮を免かるゝの覺悟なかる可らず一身の獨立なければ主義の獨立もある可らず議論の獨立もある可らず主義議論に獨立なくして社會に重きを成すものは我輩の未だ曾て聞かざる所なり固より今の士人中には着實の人物なきに非らずと雖も之を平均して其全般を見れば議論の空に馳せて自立自活の計に疎なる者少なしとせず即是封建士風の遺傳にして強ち其本人を咎む可らざるに似たれども弊害は則ち弊害にして現に世を害すること大なりとあれば今日と爲りては其の人々に責を歸して辭すること能はざる所のものあり例へば近來社會に不祥の風聞少なからず既に前期の國會にて議算案を議決したる事に就ても政府と議員との間に內密に財物を授受したりとの說を唱ふるものありしが近頃又銀行の事に關しても府下の新聞社中に賄賂云々の說を傳ふるものあり我輩は固より他の顰に倣ふて是等の內密事を喋々するものに非ず又實際に其事なきを信ずるものなれども去るにても斯る不祥の醜聞をして容易に其跡を放たしめ士人の德身を犯し去るに一任して世間に甚だ之を怪しむ者なきは決して尋常の事態に非ず蓋し其人々の多數は何れも清淨潔白なる人物に相違なかる可しと雖も一身の計に疎にして獨立の覺束なきは彼輩の情態なるが故に世人の之を見ること其人々の自から信じ自から任ずる所に異なるを如何せん少しく鄙近の例なれども町村の組合中に盜難ありて其證跡曖昧なるとき嫌疑の歸する所は先づ其組合中の貧困にして平生評判の宜しからざる者に在るが如し畢竟斯る風說の世間に流傳して人の之を怪しまざるは即ち其人々の平生に信用なきを證するものにして本はと云へば一身の獨立なきが爲めなりと云はざるを得ず我輩は勿論今日に於て我士風の敗頽斯くまでに甚しきを信ずること能はざるものなれども兎に角に獨立の計に乏しきは事實に疑なきが故に若しも此有樣にして改むる所なければ今後社會の風潮次第に急なるに隨ひ其風儀も亦次第に下流に走りて愈々不體裁を演ずるは勢に於て免る可らず其時に至り若しも社會に卑劣なる野心の政治家又は金滿家ありて大に金を散じて內密に奔走依托する所あらんには或は一世の言論々說を左右するが如き奇態なしとも云ふ可らず我輩の今より恐るゝ所なり左れば眞成なる論說を見んとするは之を唱ふる其人々に一身獨立の覺悟あること大切にして若しも是れなきに於ては如何なる名論卓說と雖も又其心事は假令へ公明正大なりと雖も到底社會に重きを成すこと能はざるのみならず時として世間の嫌疑を來して自から迷惑すること少なからざる可し故に政論家あり新聞記者あり言論論說に從事するものは何は兎もあれ先づ其身の獨立を謀ること第一にして一身茲に獨立して始めて主義議論の獨立を見る可く主義議論獨立して始めて社會に重きを成す可きなり

官報

朕各省官制通則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十四年七月二十四日

內閣總理大臣兼大藏大臣 伯爵 松方正義
文部大臣 伯爵 大木喬任
外務大臣 子爵 榎本武揚
遞信大臣 伯爵 後藤象二郎
海軍大臣 子爵 樺山資紀
農商務大臣 陸奧宗光
陸軍大臣 子爵 高嶋鞆之助
司法大臣 子爵 田中不二麿
內務大臣 子爵 品川彌二郎

勅令第八十一號

各省官制通則中左ノ通改正ス

第九條第二項左ノ通リ改ム

府縣奏任官ノ進退ハ內務大臣之ヲ奏薦宣行シ其收稅長ニ係ルモノハ大藏大臣之ヲ奏薦宣行ス

第十條中「及恩給」ノ三字ヲ削除ス

第十二條 削除

第十三條 各省大臣ハ其省ノ豫算定額內ニ於テ高等官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與スルコトヲ得

第十七條 次官ハ命ヲ大臣ニ承ケ省務ヲ整理シ各局課ノ事務ヲ監督ス

第十八條第十九條 削除

第二十條 各省ニ大臣官房ヲ置ク

大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密文書ニ關スルコト
二 機密事務ニ關スルコト
三 官吏ノ進退身分ニ關スルコト
四 大臣ノ官印及省印ヲ管守スルコト
五 各局ノ成案ヲ審査シ及公文ヲ起草スルコト
六 公文書類及成案文書ヲ接受發送スルコト
七 統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調製シテ大臣ノ査閱ニ供シ統計ノ材料ヲ統計局ニ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スルコト
八 本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト
九 本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算並會計ニ關スルコト
十 本省所管ノ官有財産及物品ニ關スルコト
十一 其他各省官制ニ依リ特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムルモノ

陸軍省海軍省ニ於テハ前項第九第十ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ特ニ局ヲ置クコトヲ得

第二十一條 各省ノ便宜ニ從ヒ大臣官房ノ事務ヲ各局ニ於テ處理セシムルコトヲ得

第二十二條 削除

第二十四條 大臣官房及各局ノ分課ハ各省大臣其省ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定メ內閣總理大臣ニ報告スヘシ

陸軍省海軍省中ノ分課ハ其省官制ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 各局ニ局長一人ヲ置ク勅任又ハ奏任トシ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第二十八條 削除

第三十一條 秘書官ハ奏任トシ二人ヲ以テ定員トス

秘書官ハ大臣ニ專屬シテ機密事務ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ助ク

第三十二條 削除

第三十三條 書記官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ助ク

第三十六條 大臣官房及局中各課ニ課長一人ヲ置キ奏任官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ上官ニ承ケ課務ヲ掌理ス

陸軍省海軍省中ノ課長ハ武官及理事主理ヲ以テ之ニ充ツ

第四十條 削除

附則

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

勅令第八十一號參照

勅令第五十號各省官制通則(明治二十三年三月二十七日)抄錄

第九條第二項

府縣書記官警部長島司郡長ノ進退ハ內務大臣收稅長ノ進退ハ大藏大臣之ヲ奏薦宣行ス

第十條 各省大臣ハ內閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ敍位敍勳及恩給ヲ上奏スヘシ

第十二條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ內閣總理大臣ニ報告スヘシ

第十三條 各省大臣ハ一週年末ニ其省ノ豫算定額內ニ於テ奏任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與シ之ヲ官報ニ公錄スルコトヲ得

第十七條 次官ハ命ヲ大臣ニ承ケ各局課ノ事務ヲ監督シ省務ノ全部ヲ整理スルノ責ニ任ス

第十八條 次官ハ大臣ノ命ヲ承ケ第六條ノ範圍內ニ於テ大臣ノ職務ヲ代理シ又ハ大臣ノ指命シタル範圍內ニ於テ委任ノ事務ヲ處理ス

第十九條 次官ハ大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得

第二十條 各省ニ大臣官房ヲ置ク

大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密文書ニ關スルコト
二 機密事務ニ關スルコト
三 官吏ノ進退身分ニ關スルコト
但各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ニ於テ處理スルコトヲ得
四 大臣ノ官印及省印ヲ管守スルコト
五 其他各省官制ニ依リ特ニ官房ノ所掌ニ屬セシムルモノ

第二十一條 各省中省務ノ全部ヲ統轄スル爲ニ總務局ヲ置ク總務局長ハ次官ヲ以テ之ニ充ツ

總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 各局ノ成案ヲ審査シ及公文ヲ起草スルコト
二 公文書類及成案文書ヲ接受發送スルコト
三 統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ査閱ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スルコト
四 本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト
五 其他各省官制ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムルモノ

第二十二條 各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ヲ置カス大臣官房ニ於テ其事務ヲ掌ルコトヲ得

第二十四條 大臣官房總務局及各局ノ分課ハ各省大臣其省ノ便宜ニ從ヒ閣議ヲ經テ之ヲ定ム

陸軍省海軍省中ノ分課ハ其省官制ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 各局ニ局長一人ヲ置ク但局次長ヲ置クコトヲ要スルモノハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム

局長ハ勅任二等又ハ奏任三等以上トシ其官等ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム

局次長ハ奏任トス

第二十八條 局次長ハ局長ノ事務ヲ佐ク若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス

第三十一條 秘書官ハ奏任トシ大臣ニ專屬シテ官房ノ事務ヲ掌ル

秘書官ハ二人ヲ以テ定員トス

第三十二條 秘書官ハ臨時命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ助クルコトアルヘシ

第三十三條 書記官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房總務局又ハ各局ニ分屬シテ其事務ヲ掌リ且課長ヲ兼ヌルコトヲ得

第三十六條 局中各課ニ課長一人ヲ置キ判任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ局長ニ承ケ課務ヲ掌理ス

各省中特ニ奏任官ヲ以テ課長ヲ兼子シムルモノハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム

陸軍省海軍省中ノ課長ハ武官及理事主理ヲ以テ之ニ充ツ

第四十條 各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキハ毎次狀ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ裁可ヲ請フヘシ

朕茲ニ高等官任命及俸給令ヲ裁可ス

御名 御璽

明治廿四年七月廿四日

內閣總理大臣 伯爵 松方正義

勅令第八十二號

高等官任命及俸給令

第一條 高等官ヲ分テ勅任官奏任官トス

第二條 勅任官中親任式ヲ以テ任スル官ノ辭令書ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ內閣總理大臣又ハ首座ノ大臣之ニ副署ス

第三條 親任式ヲ以テ任スル官ヲ除クノ外勅任官ノ辭令書ハ御璽ヲ鈐シ內閣總理大臣之ヲ奉行ス

第四條 奏任官ノ辭令書ハ其內閣ニ屬スルモノハ內閣ノ印ヲ鈐シ內閣總理大臣之ヲ宣行シ其各省ニ屬スルモノハ省印ヲ鈐シ主任大臣之ヲ宣行ス

第五條 勅任奏任文官ノ年俸ハ別ニ定ムルモノヽ外左ノ如シ

內閣ノ部

內閣總理大臣	九千六百圓
內閣所屬職員	
書記官長	三千五百圓
局長	一號表ニ依ル
書記官	二號表ニ依ル
內閣總理大臣秘書官	二號表ニ依ル
恩給局審査官	一級俸千四百圓 二級俸千二百圓
一級俸二級俸各一人トス	
賞勳局	
總裁	四千圓
副總裁	三千圓
書記官	一級俸二千四百圓 二級俸二千圓
一級俸二級俸各一人トス	
法制局	
長官	四千圓
部長	三千圓
參事官	二號表ニ依ル

各省ノ部

大臣	六千圓
次官	四千圓
局長	一號表ニ依ル
參事官	二號表ニ依ル
秘書官	二號表ニ依ル
書記官	二號表ニ依ル
外務省翻譯官	三號表ニ依ル
內務省警保局主事	千八百圓
大藏省主計官	二號表ニ依ル
大藏省主稅官	二號表ニ依ル
文部省視學官	三號表ニ依ル
農商務省特許局審判官	千二百圓
農商務省特許局審査官	技術官俸給令ニ依ル
遞信監獄官	千圓
遞信事務官	三號表ニ依ル

第六條 年俸ニ等級アル者ハ主任大臣[illegible]

第七條 陸海軍武官ノ年俸ハ別ニ定ムル[illegible]

第八條 局長ハ奏任官ニ在ルコト五年以[illegible]ヲ得ス

第九條 高等文官滿七年以上同一ノ職[illegible]大臣ノ上奏ニ依リ特ニ現俸八分ノ一以[illegible]給ニ等級アルモノハ其最上級ニ達シタ[illegible]府縣知事ハ等級ニ拘ラス其知事令在職[illegible]判事ハ大審院長檢事ハ檢事總長ニ補セ[illegible]タルモノトス

第十條 奏任官他ノ官職ニ兼ル者兼官ハ[illegible]給スルコトヲ得

同官廳ニ於ケル兼官ハ俸給ノ多額ニ就[illegible]

第十一條 官ニ在リテ死亡シタル者ハ任[illegible]者ニ於テモ亦同シ

第十二條 高等文官ノ年俸ハ之ヲ四分シ[illegible]テ之ヲ給ス

第十三條 俸給ハ新任增俸減俸トモ總テ[illegible]

第十四條 非職官退官及死亡ノトキハ[illegible]全額ヲ給ス

第十五條 非職官退官者事務引繼ノ爲[illegible]事スルトキハ其間尚從前ノ年俸ヲ給ス[illegible]

第十六條 病氣ノ爲執務セサルコト九十[illegible]減ス但公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ[illegible]スルモノハ此限ニアラス

第十七條 前條ノ外私事ノ故障ニ由リ執[illegible]ノハ俸給ノ半額ヲ減ス

第十八條 他ノ高等官俸給令ニ於テ別ニ[illegible]ニ依ル

第十九條 俸給支給ニ關スル細則ハ大藏[illegible]

附則

第二十條 本令ハ明治二十四年八月十六[illegible]明治十九年勅令第六號高等官官等俸給[illegible]

一號表

官名	年俸	官
內閣恩給局長	二千五百圓	大藏
同 記錄局長	二千五百圓	同
同 統計局長	二千五百圓	同
同 官報局長	二千五百圓	同
外務省政務局長	三千圓	司法
同 通商局長	二千五百圓	文部
同 取調局長	二千五百圓	同
同 翻譯局長	二千五百圓	農商
內務省縣治局長	三千圓	同
同 警保局長	三千圓	同
同 土木局長	三千圓	同
同 衞生局長	二千五百圓	同
同 社寺局長	二千五百圓	遞
同 庶務局長	二千五百圓	同
大藏省主計局長	三千圓	同

二號表

官名	年俸
內閣書記官	一級 二千五百圓
內閣總理大臣秘書官	
法制局參事官	
各省參事官	四級 千八百圓
各省大臣秘書官	
各省書記官	
大藏省主計官	七級 千二百圓
大藏省主稅官	八級 [illegible]

三號表

官名	年俸
外務省翻譯官	一級千八百圓 三級千四百圓
文部省視學官	二級千六百圓 四級千二百圓
遞信事務官	一級千二百圓 三級九百圓 二級千圓 四級八百圓

朕茲ニ判任官俸給令ヲ裁可ス

御名 御璽

明治廿四年七月廿四日

內閣總理[illegible]

勅令第八十三號

判任官俸給令

第一條 判任文官ノ月俸ヲ別テ十級トシ[illegible]支給ス

第二條 陸海軍准士官下士ノ月俸ハ別ニ定[illegible]モノハ前條ノ限ニアラス

第三條 判任官ハ毎級在職一年以上ニ至[illegible]

第四條 判任官最上級俸ヲ受ケ五年ヲ踰[illegible]以テ別表ノ範圍ニ拘ラス漸次七十五圓[illegible]

第五條 官ニ在リテ死亡シタル者ハ月俸[illegible]ニ於テモ亦同シ

第六條 前條ノ外俸給支給ニ關シテハ高等[illegible]四條第十五條第十六條第十七條ノ例ニ依[illegible]

第七條 俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣[illegible]

附則

第八條 本令ハ明治二十四年八月十六日ヨ[illegible]明治十九年勅令第三十六號判任官官等俸[illegible]ス

別表

一級六十圓	三級四十五圓	五級三十五圓
二級五十圓	四級四十圓	六級三十圓

朕茲ニ技術官俸給令ヲ裁可ス

○新橋橫濱間發車時刻 新橋發(下り) 午前六時(急行)、七時、八時、九時、九時卅五分(急行)、十時四十五分、十一時四十分、午後一時十分、二時[illegible]、三時三十五分、四時四十五分、五時五十五分、六時五十分(急行)、七時三十分、八時三十分、九時五十分(急行)、十一時十五分(同上)[illegible]

○新橋神戶間發車時刻 新橋發 午前六時(神戶迄)、八時(大垣迄)、十一時四十分(神戶迄)、午後二時廿分(濱松迄)、三時卅五分(靜岡迄)、九時五十分(神戶迄)●神戶發(下り) 午前三時[illegible]十五分(神戶迄)、六時二十分(神戶迄)、八時五十五分(同上)、三時卅分(大垣迄)[illegible]